

「平成31年度訪日外国人旅行者市内実態調査・分析業務委託業務委託」
提案書評価基準

1 評価方法

- (1) 出席した評価委員（以下「評価委員」という）は、各評価項目について、1～5点の5段階評価を行う。
- (2) 評価（配点）の考え方は、別紙「評価の視点」のとおりとする。
なお、提案書に評価項目に該当する記載がない場合は1点とする。
- (3) 項目ごとの評価で過半数の「1」があった場合は、受託候補者としての特定は行わないものとします。（「ワークライフバランスに関する取組」項目は除く。）

2 評価項目

評価項目	配点	加重倍率	評価点	着眼点
1 提案内容に関する視点（小計）	45		95	
業務目的の理解度及び 受託に必要な基本的知識	5	× 2	10	・業務目的及び横浜市の海外誘客事業に関する現状と課題の理解（10）
調査条件の設定	5	× 3	15	・調査の実施方針・サンプル数やエリアの分類の考え方（15）
	5	× 2	10	・サンプルの確保数（10）
調査の設計	5	× 2	10	・基礎調査の設計（10）
	5	× 4	20	・テーマ型調査の設計（20）
結果の分析及び提案	5	× 2	10	・分析方法に対する考え方（10）
	5	× 2	10	・プロセスの明確さ（10）
集計方法と報告書等の作成	5		5	・集計方法や実施方針（5）
	5		5	・報告書の作成方針（5）
2 実施体制に関する視点（小計）	20		20	
従事スタッフの構成・人数と業務の実現性	5		5	・従事スタッフの構成・人数（5）
	5		5	・受託からのスケジュール設定（5）
類似業務の実績	5		5	・類似調査の業務実績（5）
ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組	5		5	・ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組実績（5）
合計			115	

評価基準

評価項目	着眼点	評価の着目点	配点	加重倍率	評価点
1 提案内容に関する視点			45		95
業務目的の理解度及び 受託に必要な基本的知識	業務目的及び横浜市の海外誘客事業に関する現状と課題の理解 (10)	●本調査の目的や必要性を理解しているか。 ●横浜市の海外誘客事業に関する現状と課題を理解しているか。	5	×2	10
調査条件の設定	調査の実施方針・サンプル数やエリアの分類の考え方 (15)	●調査対象、エリア分類等の考え方が各種調査の目的にてらして妥当、明確か。 ●各調査エリアに必要なサンプル数の考え方が妥当、明確か。	5	×3	15
	サンプルの確保 (10)	●各調査エリア、地域・国において、分析に必要なサンプル数の確保ができるか。	5	×2	10
調査の設計	基礎調査の設計 (10)	●実態調査を理解し、市内に来訪する外国人旅行者の傾向等を把握するために、適切な設計ができるか。	5	×2	10
	テーマ型調査の設計 (20)	●横浜に来訪する外国人旅行者の消費動向の実態把握に必要な調査手法と設計ができているか。	5	×4	20
結果の分析及び提案	分析方法に対する考え方 (10)	●業務目的を達成するために必要な分析方法に対する考え方が明確に示されているか。 ●仮説と分析を踏まえ、今後の活用につながる提案となっているか。	5	×2	10
	プロセスの明確さ(10)	●業務目的を達成するために必要な分析方法に対するプロセスの明確さが示されているか。	5	×2	10
集計方法と報告書等の作成	集計方法の内容や実施方針 (5)	●業務目的を達成するためのデータが得られることが期待できるクロス集計や集計方法が提案されているか。 ●集計方法が明確に提示されているか。	5		5
	報告書の作成方針 (5)	●報告書の作成方針や内容の明快さが示されており、妥当か。	5		5
2 実施体制に関する視点			20		20
従事スタッフの構成・人数と 業務の実現性	従事スタッフの構成・人数 (5)	●事業実施に十分な人数とその構成になっているか。	5		5
	受託からのスケジュール設定 (5)	●無理のないスケジュールになっているか。	5		5
類似業務の実績	類似調査の業務実績 (5)	●類似調査の実績があるか。	5		5
ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組	ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組 (5) ※1	下記の点について1つ満たすごとに加算 ●次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定しているか。(従業員101人未満の場合のみ加算) ●女性活躍推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定しているか。(従業員301人未満の場合のみ加算) ●次の①～③のうち、いずれか一つを取得しているか ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク) ②女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし) ③よこはまグッドバランス賞の認定 ●青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得しているか。 ●障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成をしている。	5		5
合計					115

【評価】評価は1～5の5段階で行います。
(「ワークライフバランスに関する取組」項目は除く。)
5 特に優れている
4 優れている
3 普通
2 やや不十分である
1 不十分である

【補足】

※1 「ワークライフバランスに関する取組」項目の評価は、5つの着目点について該当した数を評価点とします。